

平成 27 年 6 月 23 日
部 長 会 決 定
平成 28 年 7 月 14 日改正
令和 5 年 4 月 13 日改正

国立水俣病総合研究センター コンプライアンス基本方針

「国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンス」とは、我が国の研究機関として、関連法令、国際的な約束、及び各種規程を遵守し、社会的規範に則り、高い倫理感と社会的良識を持って業務を行うことをいう。国立水俣病総合研究センターは、その使命を果たすため、職員のコンプライアンスに関する基本方針を以下のように定める。

1 国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンスへの取組

(1)国立水俣病総合研究センターにおけるコンプライアンスの基本的考え方

我が国の研究機関として、水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすため、一般の民間組織以上にコンプライアンスの徹底が求められており、社会的信頼を損ねることのないよう、健全な組織運営を行うため、不断の努力を重ねていく必要がある。

(2)職員のコンプライアンスに対する責務

職員は、業務を行うにあたり、公正・誠実な行動を徹底し、関連法令及び国際的な約束を遵守することをはじめ、社会から高い信頼性を得るよう努めるとともに、国立水俣病総合研究センターの使命を果たすことを常に念頭に置き、コンプライアンスを実践するものとする。

2 コンプライアンスの推進

コンプライアンスを確実に実践することを推進するため、委員長を主任研究企画官とするコンプライアンス委員会を設置し、委員長を補佐するために副委員長を置く。コンプライアンスの推進責任者として国立水俣病総合研究センターの次に掲げる事項について、審議等を行う。

- (1)コンプライアンスの実施に関する事項
- (2)コンプライアンスの推進状況のフォローアップ
- (3)フォローアップの結果に基づいた必要な改善措置
- (4)その他コンプライアンス実践のため必要な事項